

草津市廃棄物減量等推進審議会会議録（概要）

1. 日 時

平成21年1月21日（水） 10:00～11:30

2. 場 所

草津市役所4階行政委員会室

3. 出席者

〔委員〕	※	○青木 和子	金谷 健	大村 久雄	水嶋 清嗣
		妹尾 志郎	坪田 貴尋	権田 五雄	藤井 淳
		清水 節子			
〔事務局等〕		北川 恒幸	進藤 良和	中北 光一	梅景 聖夜
		森 安幸	堀口 深	木村 博	黒川 克彦

※○副会長

4. 議 事

○事務局

定刻の時間になりましたので只今より第11回目の草津市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

冒頭ではございますが委員の異動に伴いまして新たに清水委員に来ていただきました。前回の委員会は御欠席でありましたので、今回御紹介させていただきます。

清水委員さんにおかれましては、条例第20条の2第4項第2号に定める市民を代表する委員といたしまして、公募委員でございます。

それでは清水委員、一言御挨拶をお願いします。

○清水委員

今回、初めて審議会に参加させていただき、いろいろと委員の皆さんの御意見を聞かせていただき、自分なりに考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○事務局

本日の審議会ですが、委員10名中半数以上の9名の方に出席いただいておりますので、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第19条の第2項に拠りますところの過半数以上の出席をいただいていることをご報告させていただきます。

それでは、副会長の青木委員に議事の進行をお願いしたいと思います。

○副会長

おはようございます。今年初めてということでもありますので、改めまして本年もよろしく願いいたします。

では最初に市から挨拶をお願いします。

○北川部長

おはようございます。

昨年は、11月28日に暫く休眠状態でありました審議会を開催させていただき、また本日は皆様お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

本日は審議案件が2件ございまして、1件は昨年の11月にご審議をいただきました、分別方法の見直しと住民負担のあり方について、当審議会でもパブリックコメントを実施していただくことをお決めいただきましたので、本日は2月1日から実施するパブリックコメント案の最終のご確認をしていただきたいのと、もう1件は、前回も若干申し上げましたが、一般廃棄物処理基本計画について、本日は詳しく内容を説明させていただき、実質的な審議を賜りたいと思います。

以上2件について、活発なご議論をいただきご審議賜りたいと思います。

○副会長

それでは、只今より草津市廃棄物減量等推進審議会の議事に入ります。

先日お手元に資料も届いていると思いますが、前回の審議会でのご意見を基にした答申案の一部修正と、一般廃棄物処理基本計画についてのことが主な議題となります。

それではパブリックコメントについて事務局からの説明をお願いします。

○事務局

パブリックコメントの内容につきまして、前回の審議会の資料から修正しました箇所を中心に説明させていただきます。

まず資料の「ごみの分別方法の見直しとごみ処理費の住民負担」をご覧ください。

資料の右側上段に導入部がありまして、ごみ処理の状況や審議会がパブリックコメントを実施することを記載しました。

内容につきましては、市では、ごみを10種類に分別処理していますが、人口増加や生活様式の変化とともに、ごみの排出量は増加し、その処理費用は年間14億円に達します。

ごみのリサイクル率を高め減量化を図るため、市民や学識経験者などで構成する草津市廃棄物減量等推進審議会は、①ごみの分別方法の見直しについて、②ごみ処理費の住民負担について、市長に提言する素案をとりまとめ、市民の皆さんからの意見を募集します。今後、市民の皆さんから寄せられた意見を踏まえて、提言をまとめる予定です。としました。

次に「分別方法の見直し」ですが、「(1)ねらい」としまして、1点目は、分別の種類を、分りやすい名称に変えます。2点目は古紙など資源化(リサイクル)するものだけを効率よく回収し、処理コストを抑えます。としました。

「(2)内容」の表ですが、左側の見直し前の表に内容という欄を設け、現在の分別内容を

追加いたしました。右側の見直し後の表は、分別の方法がどのように変わったかということ
を分りやすく整理いたしました。

次に資料左側の「ごみ処理費の住民負担の見直し」ですが、「(1)ねらい」としては、ごみ
袋が一定枚数無料で配付される現在の制度では、ごみに対する減量意識やごみ処理の費用
負担に対する関心が高まりません。また、ごみを出した量に応じた費用負担になっていな
いため、多人数の家族やごみ減量に取り組む人には不公平に感じられます。今回の改正素
案では、市民全体のごみの減量意識が高まり、不公平感がなくなるように制度を改めます。
としました。

「(2)内容」については、現在は、市から配布した無料の指定ごみ袋が不足した場合、ス
ーパーなどでごみ袋を買う制度（超過従量制による有料化）です。これに代えて、1枚目
から必要な指定ごみ袋をスーパーなどで買う制度（単純従量制による有料化）に見直し
ます。としました。

「見直し前」、「見直し後」の表につきましては、前回と同様です。

「(3)価格の選定」についても前回と同様の内容です。

「(4)効果」については、現在の制度では、ほとんどの人が無料配布のごみ袋の枚数内
で済んでしまい、費用負担やごみの減量への意識が低くなっています。見直し後の制度では、
1枚目からごみ袋を買わなければならないため、費用を抑えようとし、ごみの減量につな
がります。古紙や空き缶、ペットボトルなどの資源ごみは、地域の集団回収や販売店の店
頭回収など、無料の回収ルートへの排出が増え、リサイクルのための分別が進みます。
米印で、単純従量制を実施したときに、不法投棄の増加が心配されます。実施直後は、ご
み量は一時的に減少すると思われませんが、費用負担に慣れて元に戻る（リバウンド現象）
こともあります。としました。

「(5)収入の使途」については、前回と同様です。

「(6)その他」については、新たに追加し、ごみ袋の有料化（単純従量制）の導入は、新
たな費用負担を市民の皆さんにお願いし、ごみ袋の配布方法を大きく変えるものです。有
料化の必要性や実施方法に市民の皆さんの理解が得られるよう周知を図ります。導入時期
は、社会経済情勢を考慮して判断します。導入後は、低所得者などへの配慮や、現在使用
しているごみ袋が一定期間使用できるようにします。としました。

パブリックコメントの実施期間としましては、2月1日から3月2日までとし、クリー
ン事業課の窓口やその他公共施設の窓口やホームページでも見るができます。

また2月1日号の広報くさつにも掲載の予定をしています。

続きまして、答申素案をご覧ください。

3ページですが、赤字で修正している箇所を記載しています。

「Ⅱのごみ分別方法の見直しについて」の「1. ごみ分別における問題点」の中の「処理施
設稼働上から」というところですが、現在のクリーンセンターの焼却施設の処理能力は、
1日当たり150トであるのに対し、平成17年度の平均搬入量実績が134トであり、数字

的には現在の施設の対応能力に若干の余裕があるように思われるが、ごみの受入れ日259日中、1日の処理能力を超過してごみが搬入された日が99日ある。これが、平均搬入量が137トとなる平成22年度では106日となり、以後、ごみの発生量が増加するに伴い、この日数も増大していくことになる。焼却前のごみが恒常的にクリーンセンターに滞留することも予想されることから、円滑な焼却処理を確保していくために一層の焼却ごみ減量対策を講じる必要があるといえる。としました。

次に6ページの「ごみの分別区分表」ですが、前回の審議会で指摘のありましたとおり、前回のパブリックコメント案でお示した表に訂正いたしました。

次に14ページの「6.有料化（単純従量制）による効果」の「③財政負担の軽減」について、年々費用が増大傾向にある市のごみ処理費の一部を負担いただくことにより、市の財政負担が軽減される。としました。

次に15ページの8の後に「9.有料化（単純従量制）の導入時期および緩和措置について」を追加しました。内容は、単純従量制の導入は、新たなごみ処理の負担を市民にお願いするとともにごみ袋の配布方法を大きく変えるものであることから、有料化の必要性や実施方法について市民の理解が得られるよう十分に周知徹底を図るとともに、導入時期についても社会経済情勢を勘案しながら適切に判断されることが望ましい。

また、有料化導入後においても、現在使用している種類別のごみ袋が一定期間類似のごみ種の指定袋として使用できることが望ましい。としました。

説明は以上です。

○副会長

今の説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いします。

○委員

パブリックコメントの実施主体は審議会になるのですか。

○事務局

昨年の第10回の審議会で審議いただいたとおり、審議会が実施主体です。

○委員

パブリックコメント案の裏面か左側下部にでも、「2009年2月1日草津市廃棄物減量等推進審議会」と入れれば実施主体がはっきりしてよいのではないですか。

また、左側下段の囲いの部分で、答申素案は市のホームページで見られると書いてありますが、ここは市のアドレスでなく答申素案に直接アクセスできるアドレスを掲載するほうがよい。市のホームページに入ってから答申素案にたどり着くのは大変であるから、ここは答申素案に直接アクセスできるようにしておいた方がよいのではないですか。

あと、右側上段の導入部の4行目に、市長へ提言する素案をとりまとめとあるが、素案を答申素案としたらどうですか。5行目には、市民の皆さんからの意見を募集しますとありますが、その後に概要は以下のとおりですと入れておきたいと思うのです。そうしないと答申素案との整合が取れないので、この紙に書いていることは概要なのだと言っ

てしまう方がいいのです。

あと細かいことなのですが、米印の文書の最後に句点がないので入れてはどうかと思います。

○副会長

今の委員さんの意見について事務局から説明をお願いします。

○事務局

ご指摘いただきました内容につきまして、パブコメ案を審議会資料として出していますが、広報サイトでまとめて編集していますので、ご指摘いただいた内容は理解できますが、校正等の広報サイトの都合もありますので、修正依頼はいたしますが充分訂正ができないかもしれませんので、その点ご了承をお願いしたいと思います。

○委員

答申素案自体を直すように言っているのではなく、市のホームページでそのように対応していればよいのであって、あと日付は入れておいた方が後々いつ実施したのか分るのでよいと思うのです。

○事務局

広報くさつに掲載される時は、広報の発行年月日が出ますので日付は明確に出ます。

また答申素案は、先頭ページに表紙を付けて、平成21年2月1日として、廃棄物減量等推進審議会と入れます。

細かいところには審議会と書いていますが、囲みのところはもう少し工夫して、パブコメは審議会が実施主体ということがもう少し分りやすくなるよう整理いたします。

また、ホームページの件なのですが、ホームページのトップにパブリックコメントというバナーを設けておりますので、そちらの方で直ぐに答申素案にたどり着けると考えています。

○副会長

では、今の意見を考慮に入れながら対応をお願いいたします。

他にございませんか。

○委員

答申素案の15ページの中で、「7. 社会的配慮による無料配布措置」ということで、専用袋の採用とありますが、別に専用袋を作られるということですか。

販売する袋と違って、《検討を要する例》のために別に専用袋をつくるということですか。

○事務局

その件については、別に専用袋を作ることを検討していくということです。

○委員

ということは、専用袋は市役所に置き、対象となる方にお渡しすることになるのですか。

○事務局

無料配布用の袋もきっちりと管理しなければならないため、そういった形で分けて作る

ようにしなければと考えています。

○副会長

これは検討事項ですね。

○委員

専用袋もサイズを分けて作るのですね。

○事務局

細かい内容については、政策実施段階で考えていくことになります。

○委員

専用袋は、市としては色々な意味で作っておいた方がなにかとよいということで、必ずしも作らなければならないものではないですね。

そうすると、この文書の表現では、専用袋を作ることが前提なので、採用の是非について検討などにしておいた方が、実際、他の袋を代用したりすることも考えられるので、その方がよいと思います。

○事務局

ご指摘のとおり、採用の是非についてやその辺を考えて修正したいと思います。

○副会長

では事務局で文書の修正をお願いします。

次に一般廃棄物基本計画について事務局の方から説明をお願いします。

○事務局

まず、廃棄物減量等推進審議会スケジュールの資料をご覧ください。

当初事務局では、今年度中に基本計画の策定をする予定をしていましたが、前回の審議会でごみの有料化や分別方法の見直しについて答申がまだ出ていないので、答申との整合性をとる必要があるというご意見がありましたので、4月にパブリックコメントの結果が出て、次回の審議会はその回答等について審議しますので、その時、基本計画の計画書という形で提出させていただき審議いただくことになります。

7月には、答申案の審議をしていただくことになりますが、その時に併せて基本計画の答申案の審議もしていただく予定としております。

基本計画については、有料化の方とは逆に、答申をいただいてからパブリックコメントを実施し、計画を決定していく予定としております。

基本計画は、有料化やごみの分別についての内容が一部入ってきますが、先に審議会ですべての項目についてパブコメを実施しますので、計画案が出てから市の方でパブリックコメントを実施する予定です。

基本計画の実施は、平成22年度からとなっております。今のスケジュールでは7月に基本計画の答申案をいただく予定をしており、遅くとも平成21年度中に基本計画を策定したいと考えております。

次に基本計画の内容を説明します。一般廃棄物処理基本計画資料をご覧ください。

まず最初に「1. 取り組むべき課題」ということで、6点あります。

1点目は、「ごみの発生抑制および資源化率の向上」ということで、ごみ排出量の増大、最終処分場の残余容量の逼迫、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類など、ごみをめぐる様々な問題がありますが、これらに対処するためには、先ず、可能な限りごみの発生を抑制することが重要です。

そのために、市では、市民や事業者に対して、ごみの減量化や再生利用に関し、適切な普及啓発や情報提供、環境教育等を進めていく必要があります。

また、経済的インセンティブを活用した発生抑制や再生利用の推進、住民の意識改革を進めるために「ごみ処理有料化」を実施していく必要があります。

次に、排出されたごみについては、できるだけ再生利用するよう資源化率を高めていかなければなりません。本市の平成18年度の資源化率は15.6%となっており、現計画の目標の24%を達成するのは難しい状況です。

今後は、資源化を促進するためにごみの分別区分を見直すなど、徹底した資源化施策を講じていく必要があります。

2点目に、「ごみ処理経費の効率化」ということで、ごみ量の増加や分別収集の拡大によりごみ処理経費は、増加する傾向にあります。適正なごみ処理・リサイクルを行うためには必要以上に経費の削減を行うことはできませんが、市の財政負担を軽減し、安定的な処理を行うためには、施設整備費も含めたごみ処理に係る総費用の効率化に努める必要があります。

ごみ処理費用の効率化にあたっては、環境省が示している「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、コスト分析や処理システムの評価を行い、その結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFIの活用により社会的に効率的な事業運営を行うとともに、一層の経費削減に努める必要があります。

3点目に、「処理施設の更新」ということで、草津市クリーンセンターは、昭和52年に稼働が開始され、その後平成5年度から平成8年度にかけて、処理能力の向上を目的に基幹的更新工事が行われました。

その後、平成18年度から平成20年度にかけて主要な機器の取替えを含め大規模な改修工事を実施しました。この工事により概ね7年程度延命されと考えられますが、その後の焼却施設の整備を検討する必要があります。整備にあたっては、焼却灰の再資源化や焼却炉の熱回収等ができる施設を検討していく必要があります。

4点目に、「最終処分場」ということで、市内に受け入れ可能な最終処分場はなく、現在、大阪湾フェニックス計画により大阪湾内にある海面埋立処分場まで埋め立てに行っています。しかし、この埋立地も平成33年で完了する見込みとなっており、それ以降の計画の用途はたっていないのでフェニックス計画が終了するまでに市内に最終処分場を整備する必要があります。

5点目に、「市民・事業者との協働」ということで、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用

については、排出者である市民や事業者の行動に負うところが大きいので、市は排出者の自主的な減量行動を支援していく必要があります。

6点目に、「地球温暖化防止への配慮」ということで、地球温暖化をはじめとする大気、水質、土壌などの環境負荷への問題は、将来に影響を及ぼす大きな問題であり、その対応が不可欠となってきます。

特に廃棄物を焼却処理する際に発生する二酸化炭素は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであり、その排出を抑制することが求められています。

市の施設から排出される二酸化炭素のうち概ね7割は、クリーンセンターから排出されているものであることから、その削減に向けての対応が必要となってきます。

以上6点が市が取り組むべき課題ということですが。

次に、「2.基本方針」で、「(1)ごみの発生抑制の推進」ということで、3Rのうち、まず優先される発生抑制、再使用に重点を置いたごみを出さない環境づくりを目指すことが重要であり、そのためには市民や事業者の意識改革を推進することが必要であると考えます。

ごみ減量のためには、市民、事業者、市が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取り組みを図ることが重要になってきますので、市は、啓発や情報提供、環境教育等を推進していく必要があります。

また、家庭ごみ処理有料化の導入や事業系ごみ手数料の改定により経済的インセンティブを活用した排出抑制策の導入も必要と考えます。

「(2)多様な資源化の仕組みづくりの推進」ということで、発生抑制、再使用を優先した後に排出される廃棄物については、徹底した資源化により、資源を循環させ、焼却ごみを削減することが重要と考えます。

資源化を推進するためには、家庭ごみに対しては、分別収集の拡充、集団回収の促進、各家庭における生ごみ処理など、多様な資源化の仕組みづくりが必要と考えます。

一方、事業系ごみについては、事業活動から排出されたごみの処理や資源化の責任は排出事業者にあるため、事業者の責任で資源化を行うとともに適正処理をすることが原則です。そのため、市は事業者が排出する廃棄物をできるだけ資源化するように指導するとともに、資源化の仕組みづくりに向けて支援をしていく必要があると考えます。

「(3)環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進」ということで、廃棄物の処理に当たっては、ダイオキシン類などの有害物質の拡散防止や二酸化炭素排出量の削減など環境負荷の低減に努めるとともに、廃棄物処理事業の効率的な運営を行い、経費の削減を目指す必要があります。

以上3点が基本方針としております。

次に、人口推計とごみ量の推計に移っていくわけですが、まず人口推計なのですが、今回の一般廃棄物処理基本計画策定に当たっては、次期総合計画、目標年次2020年、平成32年度になりますが、その計画での将来推計人口を使うこととします。

基本構想における人口推計は、コーホート法によっておこなわれていますが、本市の場

合立命館大学の影響が大きいいため、市内在住の学生数を国勢調査人口から除いて推計し、その推計結果に平成 20 年 5 月 1 日現在の年代別学生数を加算しています。

また、通常の宅地開発による人口増とは別に、まとまった規模の新たな計画的宅地開発についても別に加算しています。

次に、8 ページの表をご覧ください。その将来推計人口をグラフに表したものです。まず、平成 22 年までは、過去 10 年間と同じペースで人口増加が進むと予想されます。それ以降も人口は増加しますが、増加率については鈍化し、平成 32 年に 135,435 人になり、これがピークとなり、それ以降は徐々に減少することになると推計されます。今回の一般廃棄物処理基本計画については、目標年次が平成 33 年となっており、概ね人口については増加するという計画を立てていきたいと考えております。次に下表の人口ピラミッドを見ていただくと、20 歳から 24 歳のところが突出しているわけなのですが、この部分が立命館大学の大学生および大学院生によるものであると考えられます。これについては、将来的にもこの状態で推移していくと考えられますが、他の年齢層については将来的にグラフ上段の方に推移していくと考えられます。平成 22 年では、35 歳から 39 歳の世代が最も人口が多い世代となっているのですが、これが平成 32 年には 45 歳から 49 歳が最も多い世代となります。

高齢化につきましては、比較的男性よりも女性の方の高齢者の人口増が見込まれると予測されます。

引き続き 9 ページの年齢 3 区分別人口比率の見通しの表を見ていただくと、まず平成 17 年の 65 歳以上の高齢者の人口比率は、13.9%となっており、これに対しまして平成 32 年になりますと、高齢者の比率が 23.3%に達する見込みであります。

これは全国的な傾向であります、9 ページの下段に平成 20 年 10 月 1 日の全国の高齢化率の平均の状況を記載しており、全国平均で 22.1%、この時の草津市が 15.8%という形になっており、全国平均の 22.1%を上の方で見ますと、概ね平成 30 年位になると草津市も平成 20 年の全国平均の数値になり、草津市の 10 年先が全国の現在の高齢化率になると予測されます。

廃棄物処理計画策定にあたっては、高齢化の進展が伴いますので、高齢化世帯に対するごみ収集サービスのあり方について検討していく必要があるということと、高齢化に伴いごみの量や質についても影響してくるのではないかと考えられますので、その辺りを考慮して計画を立てていかなければならないと考えております。

引き続き 10 ページを見ていただきまして、将来世帯数の推移になりますが、人口については、平成 32 年がピークになっていますが、世帯数については、平成 32 年以降もそのまま増加することが予測されます。ただし、人口が減っていますので、世帯あたりの人員数が減ってきます。平成 37 年と平成 42 年の間の平成 39 年に 2 人を割り込むことになると推計しております。

高齢者の増加とともに、高齢者の単身世帯等が増えてくることが予測されますし、そう

いった世帯が増えてきますと、ごみ集積所へのごみ出しそのものが困難なケースが出てくるかと考えられますので、その対策も考えなければならないと思います。

ただし、そういった対策については、地域住民の方や、NPO等の協力がなければ非常に難しいと思われますので、そういった団体等との協力や連携を考えながら施策を考えていく必要があります。

あと、単身世帯が増えることによって、1世帯あたりのごみ量が減少していくことが考えられますので、指定ごみ袋制を採用していく予定をしておりますので、ごみ袋の容量等も将来的には見直していく必要があると考えております。

次に4ページに戻っていただき、ごみ量の推計を説明いたします。
ごみ量の推計は、ごみ種別に平成15年度から平成19年度までの5年間の実績を基に、1人1日当たりのごみ発生量を算出し、この実績をトレンド法等を用いて将来推計した上で、推計人口を乗じて算出しました。

この方法によりごみ量を推計した結果は、10ページの下グラフになるのですが、推計人口と推計ごみ量を表しております。

この推計表では、人口は平成32年まで増えるのですが、ごみ量の方は平成22年がピークになると推計しています。平成22年の41,894トンがピークで、それ以降は減少傾向になって平成33年で40,216トンになると予測しております。

人口は増えるのですが、ごみは減少すると、そんなに極端な減少ではないのですが、ほぼ横這い状態の減少になると予測されます。

次に、家庭系ごみと事業系ごみの比較をしてみますと、家庭系のごみについては、平成22年までは増え続け、平成22年がピークとなってそれ以降は減少するものと思われますが、事業系ごみについては、14,700トン前後で目標年次まで横這いで推移するのではないかと予測しています。

またごみ種別に見てみますと、家庭ごみでは普通ごみ、金属、びん類、小型破碎ごみ、粗大ごみは、減少傾向にあります。プラスチック類とペットボトルは微増するとしております。

事業系ごみにおいても、普通ごみは横這い、プラスチックは微増、その他は横這いになると予測しております。

ごみ種別と、事業系、家庭系別に予測したものが、11ページの表、ごみ量の推計となっております。

あくまでも推計のため、最近の平成15年から平成19年位までが、ごみが減少傾向にあり、その傾向を推計していますので、多少減少傾向の推計になっておりますが、大きく見て40,000トン位で推移していくこととなります。

次に5ページの「5.資源化及び減量化の可能性について」ということで、平成18年度に実施したごみの組成分析調査のデータを検証してみると家庭系及び事業系の普通ごみでは約63.3%から66.2%が資源化、減量化可能なものとなっていました。

古紙について見てみると、現在、集団回収を実施している新聞紙、広告紙、書籍、ダンボール等では、現在の普通ごみ類の中に、新聞紙で1.64%混入しており、広告紙が2.94%、書籍と雑誌が4.23%、ダンボール1.44%で、合計10.25%が指定ごみ袋の中に入って排出されています。

また、指定袋以外での古紙類の排出割合は、重量比で約8%あり、これらは概ね全て集団回収の対象品目です。つまり、現在の状態でも上記4品目について全て集団回収に排出することができれば普通ごみの約18%がすべて分別して出されれば、古紙として資源化することが可能と言えます。

次に、現在集団回収の対象となっていない紙製容器、紙製包装紙、牛乳パック、その他について施策を講じることができれば更に約11%資源化できることとなります。

先程の18%と合せますと、約3割近くが古紙類として資源化できることとなります。

次に、厨芥類については、約28%を占め、その中には手付かずの食品や食べ残しが多く確認されたことから、計画的な食料購入、賞味期限内に使い切る工夫、作り過ぎないなど「食べ物を無駄にしない」ことが重要となってきます。また、厨芥類は、水分も多く含んでいたことから排出段階での水きりなどの乾燥減量化を促進することによってかなりの減量ができることになると考えております。

また、食品残渣は、分別収集が難しいことから家庭用の生ごみ処理機やコンポストなどによる各家庭での発生元における堆肥化や土壌還元を行う施策が重要となると考えております。

次に、普通ごみに混入しているペットボトルや容器包装プラスチックは、啓発指導により現在の資源物の区分に適正に排出されれば3.5%の資源化ができることになると考えられます。

次に、木、竹、わら類について、これは主に木や草なのですが、普通ごみの中に7.5%と比較的高い数値を示しているため、チップや堆肥化による資源化も検討していく必要があります。

不燃物類や小型破碎ごみでは、資源化、減量化が可能な品目が、25.9%から32.4%ありますが、当該ごみの全体量が少ないことから大幅な資源化、減量化は見込めないと考えます。

最後に、事業系普通ごみについても家庭系普通ごみと同様の傾向を示しています。ただし、事業系の場合は、各企業で独自に資源化や減量化の推進を図ることとなるため、これを支援するような方法での施策の展開をしていきたいと考えております。

今説明しましたのが、施策を実施し100%分別ができれば、それくらいの資源化が可能であるという数値になっております。

これを受けまして、「6.資源化・減量化の具体的施策」ということで、具体的にどのような施策があるのかということになります。

まず「6-1家庭系ごみの資源化、減量化施策」ということで、「①発生抑制施策」とし

て1点目に、ごみ処理の有料化、指定ごみ袋による単純従量制の導入ということが考えられます。

2点目に、市民との協働による排出抑制、資源化ということで、市民会議等の支援をしていくことによって、施策を進めていきたいということです。

3点目は、市民へのごみに関する情報提供ということで、有料化等を実施した場合はごみの減量にどのように効果があったか、またリサイクルの進捗状況はこのような状況ですよとか、ごみ処理コストはこれだけ掛かっていますよといった情報提供を、広報やホームページなどの媒体を使っていきたいと考えております。

4点目は、食べ残しの発生抑制ということで、買いすぎない、作り過ぎない、食べ残さないの3ない運動の実施や、もったいない運動などを展開していきたいと考えております。

5点目は、マイバックの普及促進、過剰包装の拒否、詰め替え商品の購入の促進が考えられます。

6点目は、教育機関と連携した環境教育、ごみ学習の推進、ごみ減量意識の向上が考えられ、7点目は過剰包装の抑制、8点目は、環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制が考えられます。

次に、「②減量化施策（排出抑制施策）」として、生ごみの水切り励行ということで、ひとしぼり運動の展開、生ごみ処理機の補助制度ということで、これは現在実施していますが、その制度の拡大も考えていきたいと思っております。

次に、家庭用コンポスト処理容器の普及、家庭の生ごみ堆肥化システムの構築ということで、これについては生ごみ処理容器等で処理するのですが、処理後の堆肥がなかなか使えないという声が多くあるので、その対策についても考えていきたいと思っております。

次に、着用可能な衣類の収集およびリユースルートの開発、不用品の斡旋、市民工房の創設、粗大ごみの再生販売、フリーマーケットの開催、不用品交換制度、リサイクルショップ等の民間事業者の利用促進、店頭回収の促進ということで、食品トレイや牛乳パック、卵パック、携帯電話、プリンタートナー、充電式電池等の店頭回収の実態把握および啓発による誘導を実施したいと考えております。

次に、市民農園や学校農園での堆肥利用による循環の環づくりということで、先程の家庭で作られた堆肥を家庭農園等で活用していきたいと考えております。

次に、資源物の集団回収の促進ということで、これは現在実施していますが、奨励金の増額や対象品目の拡大、回収ルートの拡充や未実施団体への啓発、ストックヤード設置の協力をしていきたいと考えております。

次に、「③資源化施策」として、リサイクル推進員制度や分別協力員制度、施設見学の実施ということで、市民の本市施設への見学や、民間リサイクル施設への見学などを実施し、リサイクルへの理解を高めていただこうと考えております。

次に、分別収集体制の見直しということで、現在審議いただいております資源物の細分化、分別の徹底をしていきたいと考えております。

次に、イベント等による意識啓発、ごみ出しの早朝指導、公共施設への資源回収庫の設置、新聞販売店や小売店舗との協定ということで、古新聞や飲料用紙パックの回収をしていきたいと考えております。

最後に、剪定枝の資源化ということで、チップ化による堆肥やマルチング材として利用していきたいと考えております。

次に「6-2事業系ごみの資源化・減量化施策」ということで、まず「①発生抑制施策」は、ごみ処理手数料の見直しということで、処理費に見合う金額、近隣市との均衡、積算根拠の公表を行い、見直しを進めていきたいと考えております。

あと大規模排出事業者への訪問指導もしていきたいと考えております。

次に、「②減量化施策」については、クリーンセンターへの資源ごみ搬入制限や禁止ということで、分別指導を徹底し、資源物を極力クリーンセンターに持ち込まないで、リサイクルルートを活用してもらえよう形にしたいと考えております。

次に、小規模事業者のごみ減量対策ということで、オフィス町内会など新たな仕組みづくりを検討していきたいと考えています。

次に大規模事業者への減量計画の義務化ということで、大規模事業者については、減量化計画等を出していただくことを考えております。

最後に、事業系ごみの実態把握ということで、排出事業所とごみ種と各事業所の取組みを、市で把握しきれいていませんので、そういったことを調査し、実態を掴んでいきたいと考えております。

次の「③資源化施策」としましては、透明のごみ袋の使用を義務化ということで、中身が見える袋を使用していただくことにより、分別をしっかりといただくということです。

次に、ごみの搬入検査の強化ということで、不適物の受入拒否と分別の徹底をしていきたいと考えています。

あと事業者向けの減量化や資源化のマニュアルを作成し、事業者に指導していきたいと考えています。

最後に、分別が徹底できていないマンションが多くあるのですが、これについては個別にマンションを指導啓発していこうと考えています。

以上が、資源化・減量化施策ということで、具体的にこういった施策が考えられるということで挙げさせていただいております。

最後に13ページを見ていただきまして、今現在の「草津市のごみ処理のフロー」を簡単に表にしたものであります。

現在の処理ですが、普通ごみは、収集し、焼却施設において焼却し、焼却灰等は大阪湾に埋立てに行っています。

小型破碎ごみと粗大ごみについては、収集後クリーンセンターで破碎し、金属等の資源化できるものは取り、それ以外のもので、燃えるものについては焼却し、そうでないものについては一部外部処理ということで、外部委託しRPFということで、固形燃料として

資源化しており、その他については、焼却灰と一緒に大阪湾に埋立てに行っています。

金属類につきましては、収集後、処理施設で選別し、アルミとスチールとそれ以外金属に分け、アルミとスチールにおいては分別後プレスし資源化し、その他の金属についても資源化できるものは、資源化しています。

プラスチック類については、収集後、圧縮梱包施設と減容処理施設があるのですが、この2系統に分けて、リサイクルできるものは、圧縮梱包施設で選別して、指定法人に持ち込み資源化しています。この時に出てくる燃えるものは焼却施設で処理しています。資源化できないプラスチックは、減容処理施設で処理し、大阪湾で埋立てしています。

ペットボトルは、圧縮梱包し、リサイクルするため指定法人に持ち込んでおります。

びん類については、収集後、色選別を手作業で行い、資源化施設に運んでいます。色選別時に出てくる残渣については、不燃物として大阪湾で埋立てしております。

不燃物は、選別作業を行い、燃えるものについては焼却処理し、一部は外部処理で資源化し、どうしても埋立てでしか処理できないものについては、大阪湾で埋め立てています。

電池と蛍光管については、別々に回収し、蛍光管については一部中間処理をして、資源化できる法人に持ち込んでいます。

以上が現在のフローとなっております。

今回説明しました内容を基に、次回の審議会では正式な計画書案という形で提示させていただきたいと思っております。説明の方は以上となります。

○副会長

今の説明について、質問等ございますでしょうか。

○委員

7ページの「6-2 事業系ごみの資源化・減量化施策」の後に、新たな項目として、「6-3 適正処理の施策」を追加して設けて欲しいのです。

それに対応して、5ページの「6. 資源化・減量化の具体的施策」のところを、「6. 資源化・減量化・適正処理の具体的施策」に変更して欲しいのです。

「6-3 適正処理の施策」の内容としましては、一番最後のページにごみ処理フローの現状があるのですが、いくつか考えられるごみ処理フローをすべて提示していかないと、選択の余地がなくなり、パブリックコメントの意味が無くなると思います。

2ページに「最終処分場」のことがざっと書かれているのですが、最終処分場のところで、大阪湾フェニックスが平成33年に完了で、それ以降の計画が無いということで、確認になるのですが、これは環境省や大阪湾フェニックスがこれで終わりということを行っているのですか。

○事務局

今現在では、近畿で175自治体等が搬入しているわけですが、その団体については新たなフェニックス計画を立てたいという希望がありますが、現在の状況では、最終処分場の跡地利用が法改正により出来ないようになりました。今までは大阪湾を埋め立てて、その

土地を売却して、処分場の建設費に充てこむ計画でしたが、それが出来ないということになりましたので、新たな建設の枠組みができない状態になっています。

○委員

その跡地利用ができなくなる法改正はどのようなものですか。

○事務局

廃棄物処理法の改正があって、閉鎖した処分場の上に建物を建てることに制限が加わることになり、建物基礎を打つのは駄目などの条件が加わりました。

○委員

それはいつのことですか。

○事務局

3年程前です。

そういったことから、今現在の埋立てしている処分場についても、埋立て後の跡地利用が出来ないという状況になってきており、現在の処分場の精算をどうするのかという問題も今後出てくると思われます。まずその精算ができないと、新たな計画ができないですよということでもあります。

また環境省の考え方としては、関西はフェニックスが有るから、各自治体に処分場が無いのですよという考え方をしている。積極的に処分場を造らないのは、フェニックスがあるからという風に言われており、環境省は次期フェニックスには積極的でないと聞いておりますので、フェニックスに参加している自治体が今後どれだけ建設促進の要望活動をしていけるかということに懸かっていると思います。

ただ、今のところは全く目処が立っていないので、今のところは次期フェニックス計画はできないという前提で進めないといけないと思います。

○委員

そこのところをきっちりと示さないといけないと思います。絶好のチャンスですよ。ですから具体的には、表現として2ページの「最終処分場」のところの表現を変えた方がよいと思います。1ページの「③処理施設の更新」の項目で、焼却灰の資源化、これは灰溶融のことですね、これをやれば13ページの普通ごみの焼却後の焼却灰4,545トンを資源化できることになり、最終処分量が大幅に減ることになる。

またごみ全体を溶融すれば、不燃物の埋立て分542トンも併せて資源化でき、処理施設によっては資源化できる可能性があるので、そこのところをパブコメで聞かないと駄目ではないかと思えます。

ですから、新しい機能の焼却施設の整備も一つのオプションであって、ごみの減量化をすることが前提として、でも焼却施設は造らなければならない、処分場もということは、結局、焼却方法をどうするのかということにリンクしているのです。

その辺りが、現在の表現では分からないのですよ。そこを「6-3」ではっきりと明記した方がよいのですよ。草津市民に現実的に選ぶことが可能な選択肢が何なのかというこ

とを示した上で、どれも嫌という選択肢は無いので、それを示さないと駄目ではないか。

今の段階でどれが一番いいと考えているかということは、市が示す必要はないのです。選択肢によっては、もっと減量化しなければという議論も出てくるかもしれませんし、いろいろな意見が出てくると思うのです。

それを示す必要があると思いますので、「7」として項目を加え、はっきり分かるように、「草津市が今後取組む選択肢」というような形で設け、このところで市民の皆さんの御意見を伺いたいということでしたほうがよいと思います。

資料としても、ごみ処理フローの平成 19 年度の次に、いくつかのごみ処理フロー案を載せ、数字はラフでもいいと思いますので、ただ最終処分の大阪湾が何になるかということで、新しい処分場を市内に造るのか、熔融処理の施設で、熔融するのは焼却灰だけか、そうすると不燃物だけを埋め立てる小規模な処分場が必要になるだとか、またごみ全てを直接熔融する施設であれば、原理的には処分場がなくなるのであって、それ以外の選択肢はあまりないと思うのです。

減量化施策等でごみの全体の量は減ることはありますが、出てくるごみを 0 にするということは、現実的に行政としては言えないと思います。

そんな沢山の選択肢はないので、どこに造るのかということもあるのですが、重要なのはスケジュールの話をした方がよいと思います。つまりそんなに残された時間はないということです。1 ページの③のところで焼却施設のほうがあと 7 年位は持つということですが、7 年というのはあつという間です。新しい施設を造ろうと思うと、後 2 年位で方針を決めないと間に合わないですよ。今の敷地のところに造るのか、新しい土地を探すのか、それは少し難しいかもしれませんが、その時に処分場の方が平成 33 年と書いていますが、すごい先のようなのですが、あと 1 2 年後ですが、これはどのような焼却施設を造るのかということと関連してくるわけであり、ここ 2 年位でその方針を出さないと行き詰るという気がします。だから項目を付けて「7」の中で、スケジュール的にはこのような形になっていくというものを提示し、市民の皆さんの意見を伺いたいというようにしていかなければならないと思います。

そうすると、パブコメの中で市民からいただいた意見には、こういった内容が多かったので、だからこういう施策でやっていきますというようにやった方が、あとの施策展開がやり易いと思います。正解がどれかというのではなく、多くの御意見はこうだということで、結果的には実り多いパブコメになると思います。

○副会長

事務局で今の御意見を整理できますか。

○事務局

次回の審議会では、今の御意見を参考にさせていただき、計画に反映していきたいと考えます。施設の整備計画については、この基本計画とは別に平成 21 年度にしっかりとした計画を作成するというので考えていますので、大まかなスケジュールは作成しておりま

すので、次回の審議会でお知らせさせていただきたいと考えています。

○委員

これは施設整備計画の前だと思うのです。施設整備計画を立てる前の基本的な方向を、是非この機会に決めた方がいいと思います。

○事務局

今クリーンセンターの建替えも考えているのですが、行政の都合でもありますが、公表できる時期等もありますので、その辺も関連しながら、できれば審議会でも反映しながらお示しできるようにしていきたいと考えています。

○副会長

他に意見等ございませんか。

○委員

一般廃棄物処理基本計画と、今度実施する有料化・分別見直しのパブコメとの関係が少し分からないのですが、例えば処理基本計画の中にチップ化や堆肥減量の効果の項目があるのならば、自ずとこのパブコメ案にその項目を載せておかないといけないのではないですか。普通ごみの中にチップ化などの項目を入れるなど枠が必要になるのではないですか。その整合性について説明をお願いできますか。

○事務局

本来ですと、以前ご指摘のあったとおり、分別の見直しと処理基本計画とは密接な関連があるので、リンクさせなければならぬのですが、有料化の議論が先行しましたので、その辺りの議論が十分できていません。

ただ有料化の中では、ごみの減量ということで、剪定枝などを別に分けて出してもらったものを今後この基本計画の中でチップ化できるかどうか検討していきたいと思っています。

○委員

剪定枝等の項目はないですね。焼却ごみとして一緒に出てきますよね。そういう場合のことなどを別に考えていかれるのか、それをお聞きしたいのですが。

例えば、資源ごみの中には紙類とか入っていますが、剪定枝というのは別に項目がないので一緒に出された場合、焼却されることになります。

○事務局

有料化の中では、剪定枝を無料にするか有料にするかのご議論はいただいたのですが、いずれチップ化できるという目処がつけば、新たな分別の見直しの中で考えていきたいと思えます。

ただ、基本としては今、有料化と分別見直しのパブコメをいたしますが、それを基本にしながら、当然減量化に向けた体制がとれれば、それに合わせた形での分別をしていきたいと考えておりますので、分別方法はまた変わるかもしれないということをご了承ください。

○委員

廃棄物減量等推進審議会スケジュールの中で、審議会と事務局の2行あり、平成21年12月の列でパブコメ実施が事務局のところにあるが、これは審議会の方でいいのですね。

○事務局

そうです。

○委員

また平成21年8月に一般廃棄物処理基本計画のパブコメ実施が審議会の方にあるが、これは事務局の方になるのではないですか。基本計画は市が作るのものであって、それに対して審議会は意見を述べるということなので、基本計画については8月に答申を公表した段階で審議会はおしまいということになる。なので、8月のパブコメ実施、9月の結果公表、基本計画の決定は下段の事務局のところになるのではないですか。

○事務局

そのとおりです。スケジュールを訂正いたします。

○委員

先程の審議会の答申案と基本計画との関係なのですが、その二つに矛盾があってはいけないというのが1点と、ごみ分別見直し・有料化で諮問されている内容というのが、基本計画で盛り込まれる内容とすべて係わっているわけではないので、答申の方に書かれていない内容で、基本計画に書かれるものも当然あります。

そういう理解でよろしいですか。

○事務局

はい。

○副会長

他にないですか。

では、本日審議いただいたことで確認事項を事務局からお願いします。

○事務局

本日は慎重なご審議ありがとうございました。

まずパブリックコメントにつきましては、本日のご意見を踏まえまして、2月1日から3月2日までという形で、審議会として実施するという。広報くさつならびに市ホームページや市民センター等に資料記事を置き、実施してまいりたいと思います。

また基本計画につきましては、本日のご意見も踏まえて、4月には審議会を開催させていただいた段階で、計画案全体を示させていただきたいと思います。

パブリックコメントで得た結果との整合も図りながら基本計画の案をまとめていくという形で提示させていただきたいと考えております。

以上が今日の議論を踏まえた今後の取り組みということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次回開催はできましたら4月ということで日程の方をまた調整させていただきたいと思

います。以上でございます。

○副会長

それではこれをもちまして第 11 回の審議会を終了いたします。
またご意見や、思い出したこと等ありましたら事務局のほうに伝えていただけたらと思います。どうもご苦勞様でした。